

◎ 発信者情報の開示請求に関する事項、開示関係役務提供者の義務等に関する事項、発信者情報開示命令に関する事項等を規定

【法令名】

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	令和3年4月28日 号外第97号 20ページ
【法令番号】	令和3年4月28日 法律第27号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行
【法令のあらまし】	<p>1 趣旨に関する事項（第1条関係） 趣旨に、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定めることを追加することとした。</p> <p>2 定義に関する事項（第2条関係）</p> <p>(一) 特定電気通信役務提供者の定義を、特定電気通信役務（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する者とした。</p> <p>(二) 侵害情報の定義を、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報とした。</p> <p>(三) 発信者情報の定義を、氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものとした。</p> <p>(四) 開示関係役務提供者の定義を、次のいずれかに該当する者とした。</p> <p>(1) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができる当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者</p> <p>(2) 関連電気通信役務提供者（特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者が当該特定電気通信に係る侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる当該侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る(1)の者である者を除く。）をいう。以下同じ。）</p> <p>(五) 発信者情報開示命令の定義を、裁判所が、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、開示の請求に基づく発信者情報の開示を命ずることとした。</p>

(六) 発信者情報開示命令事件の定義を、発信者情報開示命令の申立てに係る事件とした。

3 発信者情報の開示請求に関する事項

(一) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の発信者情報については(1)及び(2)のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができることとした。（第5条第1項関係）

- (1) 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- (2) 当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- (3) 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していない等と認めるとき。

(二) 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した関連電気通信役務提供者に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができることとした。

（第5条第2項関係）

- (1) 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- (2) 当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

(三) (一)及び(二)の「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものとした。（第5条第3項関係）

4 開示関係役務提供者の義務等に関する事項

(一) 開示関係役務提供者は、開示の請求を受けたときは、一定の場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならないこととするとともに、発信者情報開示命令を受けたときは、一定の場合を除き、意見の聴取において開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならないこととし

た。(第6条第1項及び第2項関係)

- (二) 開示関係役務提供者は、一定の場合を除き、開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じないこととした。(第6条第4項関係)

5 発信者情報開示命令に関する事項

- (一) 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、開示の請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができることとした。(第8条関係)
- (二) 発信者情報開示命令の申立ての管轄について、裁判所が管轄権を有する場合を定める等の所要の規定の整備をすることとした。(第9条及び第10条関係)

- (三) 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあった場合には、一定の場合を除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならないこととするとともに、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、一定の場合を除き、当事者の陳述を聴かなければならないこととした。(第11条関係)

- (四) 発信者情報開示命令事件の記録について、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、その閲覧等を請求することができることとする等の所要の規定の整備をすることとした。(第12条関係)

- (五) 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができることとするとともに、当該申立ての取下げは、当該申立てについての決定がされた後である場合その他一定の場合においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じないこととした。(第13条関係)

- (六) 発信者情報開示命令の申立てについての決定(当該申立てを不適法として却下する決定を除く。)に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から1月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができることとするとともに、当該訴えについての判決においては、当該訴えを不適法として却下するときを除き、当該決定を認可し、変更し、又は取り消すこととした。

(第14条第1項及び第3項関係)

- (七) (六)の決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有することとするとともに、(六)の訴えが、(六)の期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る(六)の決定は、確定判決と同一の効力を有することとした。(第14条第4項及び第5項関係)

6 提供命令及び消去禁止命令に関する事項

- (一) 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定すること

WestlawJapan 法令あらまし

ができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができることとした。（第 15 条第 1 項関係）

(1) 当該開示関係役務提供者がその保有する発信者情報により当該侵害情報に係る他の開示関係役務提供者の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合においては、当該申立人に対し、当該他の開示関係役務提供者の氏名等情報を提供すること等。

(2) この(一)による命令（以下「提供命令」といい、(1)に係る部分に限る。）により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係役務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の通知を受けたときは、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を提供すること。

(二) 提供命令の申立ては、当該提供命令があった後であっても、その全部又は一部を取り下げることができることとするとともに、提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができることとした。

（第 15 条第 4 項及び第 5 項関係）

(三) 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件（当該発信者情報開示命令事件についての 5 の(六)の決定に対して 5 の(六)の訴えが提起されたときは、その訴訟）が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を消去してはならない旨を命ずることができることとした。

（第 16 条第 1 項関係）

(四) (三)の命令（以下「消去禁止命令」という。）の申立ては、当該消去禁止命令があった後であっても、その全部又は一部を取り下げることができることとするとともに、消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができることとした。（第 16 条第 2 項及び第 3 項関係）

7 関係法律

その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第 4 条及び第 5 条関係）

【改正される法令】

・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）

WestlawJapan 法令あらし

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成 26 年法律第 126 号） |
|--|--|